

福 井 県 医 師 会

だまり

第527号 平成17年(2005)5月



表紙写真説明：クモツマキチョウ

(2004年6月5日 長野県南安曇郡安曇村上高地)

中部山岳の溪流や岩場に雪解けの時期に現れるシロチョウ科の高山蝶。♂の前翅に映えるオレンジの斑紋が特徴で、雪渓を背景に舞う姿は鮮烈である。

止まっている花は食草のミヤマハタザオ。

福井市 左合 直



会長就任ご挨拶

福井県医師会長 松田尚武

薫風の候となりましたが、会員諸先生には御健勝で地域医療に御活躍のこととお慶び申し上げます。

さる3月24日の第204回福井県医師会定例代議員会において、福井県医師会長に選出賜わり、4月1日に就任致しました。心より感謝と御礼を申し上げます。会長の責務を遂行するには多大なる困難がありますが、社会が変化し、市民感覚も変化し続けている事に耳を傾けながら、福井県の医療の発展と県民の健康保持、地域医療の推進、保健福祉の向上に努力致す覚悟です。何卒御理解を賜り、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

先日、所信表明をさせて頂きましたが、それらについて述べ就任の挨拶とさせて頂きます。

我々がこれ迄に経験した事のない改革が国のレベルで検討されています。全国世論調査では景況感が決して改善されているとは言えませんが、恰も、GDPの失敗を社会保障制度の削減に向けているのではないかといった印象を持ちます。社会保障審議会の各部会では、次期医療法改正や高齢者医療制度の創設など、新たな枠組みが検討されており、また介護保険改革法案も審議入りされ、昨年年金改革も再改正に踏み出される等、社会保障制度は一体的に変革されようとしています。2月に入ってまたぞろ医療費の伸び率管理制度導入が浮上してきました。給付費そのものに総枠規制をかけようとするものですが、経済財政諮問会議では、給付の伸び率を名目GDPの伸び率以下におさえる管理制度は、イギリスやフランスで失敗したのを知らないのでしょうか。

株式会社の医療への参入、混合診療の導入が許可された場合、総医療費は現在の30兆円から60兆円となり、保険医療部分は20兆円となり、残りの40兆円は保険外の医療費となると試算されています。市場経済競争原理によって弱者が切り捨てられる医療改革の方向性は、今述べた事で明白であり、経済の発展は国民に幸福と安心をもたらすからこそ重要なのであります。

即ち世界で冠たる皆保険制度を守ることに尽

きます。世界でGDP比18位でしかない医療費でまかなわれている日本の医療は、医療従事者の犠牲で成り立っております。国民各自がこの事を理解し皆保険制度を守るために立ち上がるべきだと考えます。

医療ミスを繰り返すリピーター再教育制度については、日医が医療安全推進室を設置し医療安全推進チームを発足させることは喜ばしいことです。これにかこつけて規制改革推進会議は医師免許への更新制度の導入について、3月25日に閣議決定しようとしたましたが、日医のロビー活動等にて見送られました。ロビー活動の大切さを痛感します。

次に県下に目を移し県医師会の進むべき道、活動すべき方向について述べさせて頂きます。地域保健、老人保健事業等に依る住民検診、癌検診等の受診率の向上に協力、努力していく事は学術専門団体としての使命であります。また生活習慣病の一次予防、二次予防に向け寄与してゆき、県医と郡市医師会との意思の疎通を計り、忌憚のない意見を出し合って実行に移していきたいと思えます。

産業医や医師会員として小規模事業所の健診業務にも積極的に携わって行く必要があります。県下の小規模事業所の従業員は、健康診断も受けられず、受診率等の統計も全く不明です。斯界に働きかけ、温かい手を差しのべる必要があります。

県医師会にも自浄作用活性化委員会を作り、医師法、医療法、薬事法、健康保険法、保険医療養担当規則等を学び、保険医療の規制の厳しさ、知識の向上に資したいと思います。

福井県医師会の財政状況が逼迫状態にあるといわれていますが、他県と比較し何が不足していたかを検証したいと思います。

開かれた県医師会を目指し、多くの情報を広く会員に伝え、それを元に大いに議論、討論を重ね納得の行く結論に立って協調し、速やかに勇気を持って行動に移す所存であります。どうか温かい御指導御支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます就任の挨拶とさせて頂きます。



御 挨拶

福岡県医師会副会長 佐々木 紘 昭

この度の県医師会役員改選に際し、副会長に選出いただきました佐々木紘昭でございます。只今はその重責をひしひしと感じております。

これからは心機一転、県民の健康増進と県医師会発展のため、微力ではございますが、一所懸命頑張りたいと存じますので宜しくお願い申し上げます。

世の中には、未来に向かって大きな流れというものがございます。そうした流れの方向を決める大きな要素として、一つには、社会のグローバル化が挙げられましょう。またもう一つの大きな要素としまして、少子高齢化現象があるかと存じます。社会保障制度に関します限り、ここ数年の政府の政策は、すべてこの少子高齢化に立脚しております。介護保険制度や高齢者医療制度の創設、各種保険料の値上げ、年金問題等枚挙に暇ありません。そして昨年は、市場原理主義に基づく混合診療導入が画策されましたが、今の処、全面解禁は阻止されているところでございます。しかし、私達の前には、新たに医療費総枠抑制、老人医療費伸び率管理の政策が立ちはだかつております。政府は今後とも、今の医療水準を維持していくには、財源が到底覚束ないと主張していますが、これからは、国家予算全体の分配の在り方を検討すべき時にきていると思われまふ。国家経営の礎は、先ずもって国民の健康に拠ると思ひます。国は世界に冠たる長寿化社会の実現、乳幼児死亡率の低下が何によって達成されたのかを、今改めて問い直すべきでありまふ。

本県におきましても、昨年から今年にかけて所謂「医師の名義貸し」が問題となり心配された先生方もおられる事と存じます。一方、今、全国有床診療所連絡協議会が、医療法13条（48時間規制）の撤廃、入院基本料の増額等を目的として、新しい有床診療所の在り方を検討中ですが、その中で「医療法を改正して現行施設体系を機能分類型により区分する方向」が有力

視されているようでありますが（この案だと医師は $(1+a)$ 人 $(a < 1)$ 必要）十分注意しないと新たな医師名義貸し問題が浮上する危惧があり、今後議論の推移を見守っていかねばならないと思っております。

県医師会の諸活動につきましては、今年度も13の重点項目（医倫理、医事医術、保険診療、地域活動、医療保健福祉、医療整備、医療従事者、医療経営、広報、医政、勤務医、福祉厚生、医師会機構）が決定されております。これらの中で特に本年度新規に取り組むものと致しましては、1. 医師の職業倫理指針の徹底、2. 個人情報保護法、3. 小児救急電話相談事業、4. 自動体外式除細動器の普及啓発事業、5. 診療報酬改定、介護保険法改正への対応、6. 糖尿病等生活習慣病対策の諸事業が計画されております。これらは医師会単独ではなく、行政・県民等関係団体と一体となって押し進めねばならないものであります。これらの重点項目の中で、今後特に力を入れていくべき事業と致しまして私は医療保健福祉の連携に関する産業医の問題があろうかと思ひます。現在、働く人の過労死、精神的重圧による自殺が社会問題化してきています。このため労働局は、産業保健センターを通して、健康診断の実施、小規模事業所の産業医の共同選任等、働く人たちの健康管理について大変積極的に取り組んでおります。私達も行政と連携して、この事業にももう少し参入すべきであると考えております。

医師会活動は大変多岐にわたっておりますが、これからも学術専門団体として、県民の健康を守るためにも、国民皆保険制度を死守し、良質で安全な医療の提供に努めると共に、行政とも協力して、県民の健康増進と疾病予防に貢献できるように、先生方と共に頑張りたいと思っておりますので、宜しく御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。



ご挨拶

福井県医師会副会長 安土 忠義

此の度は福井県医師会第204回定例代議員会におきまして、副会長にご選出をいただきまして衷心よりお礼申し上げます。もとより浅学非才の未熟者でございますが、松田会長を補佐し県医師会発展の為に全力を傾注していく所存でございますので、諸先生方の尚一層の御指導、ご鞭撻を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

ところで最近の医療界にとりまして最大の関心事の一つに個人情報保護法の制定がございます。この法律は平成17年4月1日から全面的に施行されることになりました。これまで医療界では守秘義務ということで個人情報の取り扱いには十分注意を払ってきたつもりでございますが、日本社会全体が世界のグローバルスタンダードの中へ踏み出し、「個人情報保護」を具体的に実践しようとしている時にあたり、医療界も乗り遅れてはならじという意識が高まり、より一層の整備が求められることになりました。その結果、自分の個人情報がきちんと管理されているか、そのシステムはどうなっているかなどが以前に増して問われることとなり、更にこの法律は情報システムの構築の問題であると認識され、その構築理念そのものが医療機関としてのポリシーと綿密に関わりを持つことになりました。しかし果たしてどこまで、どのようにすれば良いのか、ここまでやれば完全だというわけではなく、絶えず改善していかなければならないと考えます。具体的には過去6ヶ月以内で5,000件を超える個人情報を保有する医療機関等は「個人情報の保護に関する法律（即ち個人情報保護法）」に沿って対応しなければなりません。また厚労省のガイドラインによれば5,000件を超えない小規模医療機関におきましても努力義務として遵守するよう求められています。この法律の規定に違反した場合には主務大臣（医療機関等は厚労大臣）から違反行為

の中止や是正勧告が行われますが、直ちに罰せられることにはなりません。しかしこれらの法律に反して他人の名誉やプライバシーを侵害した場合には、民事的な損害賠償責任のリスクが高くなり、患者や社会からの評価が下がることが予測されます。更に一步進んで個人情報をきちんと管理し情報開示をしていくことが、患者と医師・医療機関のより良き関係を作る前提となり、そこから新しい医療が始まるとの意識改革が求められています。相談体制の整備にあたっては、相談窓口を院内掲示などで広報し、専用スペースを確保するなど患者や利用者が相談しやすい環境や雰囲気づくりに配慮し、具体的に苦情があった場合には、医療機関は適切かつ迅速な対応をしなければなりません。従いまして苦情への対応の手順を定めるなどの体制の整備も必要となります。しかしながら3月11日に来福されました松原謙二日医常任理事は「闇雲に萎縮する必要は全くなく、より良き医療の為の自主規制と考えて欲しい。また県医師会を通じて気軽に日医に相談して欲しい」と言っておられました。県医師会と致しましては会員の先生方の便宜をはかるべく、この法律に関する指導や相談業務に対する「相談窓口」を早急に設けて対応し、日医と綿密な連携をとりながら複雑な法体系の解説や事例集の作成などを行っていきたいと考えています。会員の先生方が直面するであろう「わずらわしさ」を少しでも軽減し、精神的・経済的負担から開放されて、なお一層地域医療に専念できますようにご協力させていただきたく所存でございます。何なりとお気軽にご相談下さり、ご意見をいただければ幸いと存じます。

以上簡単ではございますが副会長就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。